



兵庫労働局発表
平成28年9月12日

道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部
安全課

課長 塩見 卓

課長補佐 小川 江造

安全専門官 畑中 義春

TEL 078-367-9152

FAX 078-367-9166

橋梁工事施工現場に対する緊急立入調査結果の概要 (19現場のうち15現場で違反)

こばやし けん

兵庫労働局（局長 小林 健）では、4月22日の新名神高速道路建設現場における有馬川橋橋桁落下事故を受け、県内の橋梁工事施工現場に対する緊急立入調査を実施してきました。

また、7月29日には中断していた工事の再開を受け、一部の橋梁工事施工現場に対する緊急立入調査を公開させていただいたところです。

今般、すべての対象の施工現場において緊急立入調査が完了しましたので、その結果の概要を公表いたします。

緊急立入調査目的： 橋梁工事における災害の防止（同種災害の防止）

緊急立入調査対象： 橋梁工事施工現場 19現場

（発注者の内訳） ①公共等の発注（②を除く）9現場 ②西日本高速道路(株)関西支社発注10現場
（違反現場数内訳： 9現場） （違反現場数内訳： 6現場）

緊急立入調査期間： ①の対象現場 5月10日から5月23日（うち5日間実施）

②の対象現場 7月29日から8月25日（うち5日間実施）

調査官の人数： 述べ27名

発注者の同行人数： 述べ37名

緊急立入調査結果の概要： 19現場のうち、15現場において法違反が認められました
詳細内容は別添のとおり

橋梁工事施工現場に対する緊急立入調査結果の概要

兵庫労働局

調査対象	橋梁工事施工現場 19現場		
	【内訳: ①公共等の発注(②を除く)9現場 ②西日本高速道路(株)関西支社発注 10現場】		
調査期間	①の対象現場 9現場 ⇒ 5月10日から5月23日	調査官人数 述べ12名	発注者同行人数 述べ20名
	②の対象現場 10現場 ⇒ 7月29日から8月25日	調査官人数 述べ15名	発注者同行人数 述べ17名

改善事項が認められた準拠条項、該当現場数及び指摘内容(15現場)

※準拠条項の「法」とは、労働安全衛生法を示す。「則」とは、労働安全衛生規則を示す。「施行令」とは、労働安全衛生法施行令を示す。「ク則」とは、クレーン等安全規則を示す。

1 現場全体の管理体制に関する事項

準拠条項	見出し・(ポイント)	現場数	指摘内容
法30条 則635条	協議組織の設置及び運営状況 (すべての関係請負人が参加しているか) (会議を定期的開催しているか)	1	(1)一部の関係請負人において不参加あり
法30条 則636条	作業間の連絡及び調整状況 (随時、元方事業者と協力会社との間及び当該協力会社相互の間必要)	1	(1)立入禁止区域の周知不足あり
法14条 (施行令6条)	各作業に応じた作業主任者の選任状況 (鋼橋架設等、コンクリート橋架設等) (足場の組立等、型枠支保工組立等ほか)	2	(1)コンクリート橋架設等未選任事業者あり (2)コンクリート橋架設等請負業者未選任あり
法14条 則18条	上記作業主任者の氏名等の周知状況 (作業主任者の氏名及び職務事項が作業場の見やすい箇所に表示されているか)	2	(1)コンクリート橋架設等未選任事業者あり (2)コンクリート橋架設等請負業者未選任あり
法20条 則567条	足場の点検の実施状況 (足場を使用する作業開始前に当該足場を使用する事業者において実施しているか)	1	(1)2次請負事業者による点検未実施あり
法20条 則568条	つり足場の点検実施状況 (つり足場を使用する作業開始前に当該足場を使用する事業者において実施しているか)	2	(1)使用点検記録簿に一部項目もれあり (2)2次請負事業者による点検未実施あり

2 各作業における作業計画に関する事項

準拠条項	見出し・(ポイント)	現場数	指摘内容
法30条 則638条の3	計画の作成 (工程に関する計画、主要機械・設備の配置に関する計画、作業用の仮設物の配置に関する計画)	1	(1)移動式クレーン作業計画の再検討が未実施
法21条 則517条の6	鋼橋架設等作業⇒作業計画の策定状況 (作業の方法及び順序、部材の落下又は崩壊を防止する方法、作業員の墜落防止設備の設置) (作業計画を関係労働者に周知ほか)	1	(1)移動式クレーン作業計画の再検討が未実施
法20条 ク則66条の2	移動式クレーン⇒作業方法の決定状況 (荷の重量やクレーンの設定位置、荷卸しの位置) (転倒防止の方法、作業者の配置・指揮系列)	1	(1)荷重条件変更に伴う地耐力の再検討が未実施

3 作業場所での仮設等設備に関する事項

準拠条項	見出し・(ポイント)	現場数	指摘内容
法20条 則563条	足場(高さ2m以上)についての作業床の 設置等の措置状況 (幅40cm以上で床材と建地との隙間12cm未満) (高さ35cm以上50cm以下の中さんほか)	3	(1)幅木が設けられていない (2)中さんが設けられてない (3)つり足場中段箇所墜落防止設備がない
法20条 則570条	鋼管足場の使用状況 (壁つなぎ又は控えを規定どおり設けているか) (脚部の滑動又は沈下防止措置がされているか)	2	(1)根がらみが設けられていない (2)構築物から控えがとられていない
法20条 則574条	つり足場の使用状況 (不良品のつり鎖等の使用禁止) (作業床等に控えを設けて動揺又は転位を防止)	1	(1)構築物との控えが不足している
法20条 則562条	足場の最大積載荷重の周知状況 (作業床の最大積載荷重を定めているか) (周知のために表示しているか)	2	(1)最大積載荷重の周知表示がない (2)最大積載荷重の周知表示がない
法20条 則575条の4	作業構台の最大積載荷重の周知状況 (作業床の最大積載荷重を定めているか) (周知のために表示しているか)	1	(1)最大積載荷重の周知表示がない
法20条 則329条	電気機械器具の囲い等 (充電部分に接触・接近する場合で感電の 危険があれば、感電防止の覆い又は絶縁覆い)	1	(1)電気機械器具の接続箇所の覆いが損傷
法21条 則519条	作業床(高さ2m以上)の端部等の囲いの 設置状況 (床の端部や開口部には、囲い、手すり、覆い等を 設置しているか) (設置困難な場合、防網・安全带を使用しているか)	4	(1)設置された手すりの一部に不備あり (2)一部の箇所で手すりが設置されていない (3)一部の箇所で手すりが設置されていない (4)開口部に手すり等が設置されていない
法21条 則521条	安全帯の取付設備等の設置状況 (高さ2m以上の場所での作業で安全帯を使用させ る場合、安全帯の取付設備の設置、随時点検)	1	(1)擁壁作業場所の一部で設置されていない
法21条 則526条	昇降設備の設置状況 (高さ又は深さが1.5mを超える場所で作業行う ときは、昇降設備を設置しているか)	1	(1)擁壁作業場所の一部で設置されていない

4 上記以外での主な指導事項

- (1) 橋体の張り出しに使用するトラベラー(移動作業台車)の走行時における車輪強度について確認のうえ使用するよう指導
- (2) 枠組足場の交差筋交い取り外し後の復旧状況の点検を指導
- (3) 橋体の張り出しに使用するトラベラー(移動作業台車)の割ピン(接続箇所の抜け止め)の取り付けを指導
- (4) 橋脚に設置のエレベーターに運転時動作不良があり指導
- (5) 移動式クレーン過巻防止装置(つり具の巻き過ぎを防止する安全装置)の補修を指導
- (6) 鋼製ベント(仮設支柱)締付ボルトについて締付状態を点検するよう指導
- (7) 鋼製桁架設時のベント(仮設支柱)のサドル材(受台)について強度確認するよう指導
- (8) 架設時の橋桁の傾きを適時確認し記録するよう指導
- (9) 足場の組立・変更時等の点検を指導